

平成27年 8 月 1 1 日 (火)

【訂正】「4 事実概要」8行目：同 27 日、当時の重機操作者が逮捕された。
について、日付を“26 日”に訂正致しました。

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、大成・五洋・日本国土・佐藤工業・三菱マテリアル
特定建設工事共同企業体、同企業体構成員、関場建設株式会社及び有限会社イタクラに対し
て指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所

福島環境再生事務所

経理課

課長：鳥毛、補佐：池田

TEL:024-573-7386

除染対策第一課

課長：加藤、室長：宮田

TEL:024-573-7469

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	大成・五洋・日本国土・佐藤工業・三菱マテリアル特定建設工事共同企業体	(代表者 大成建設株式会社) 東京都新宿区西新宿 1-25-1
2	大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿 1-25-1
3	五洋建設株式会社	東京都文京区後楽 2-2-8
4	日本国土開発株式会社	東京都港区赤坂 4-9-9
5	佐藤工業株式会社	東京都中央区日本橋本町 4-12-19
6	三菱マテリアル株式会社	東京都千代田区大手町 1-3-2
7	関場建設株式会社	福島県南相馬市原町区錦町 1-1
8	有限会社イタクラ	福島県福島市渡利字山ノ下 14

2 指名停止措置期間：平成27年8月11日～平成27年9月21日（6週間）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

大成・五洋・日本国土・佐藤工業・三菱マテリアル特定建設工事共同企業体（以下、「大成JV」とする。）が請け負っている平成25年度南相馬市除染等工事（その2）において、平成27年2月25日に大成JVが除染作業員から報告を受けた箇所につき環境省及び大成JVが現地確認を行い、通報に基づいて掘り起したところ、倒木、ツタ、枝等があることが確認された。

その後、警察当局において関係者への事情聴取など捜査が進められ、同年7月23日、小谷内の山林において、同所の除染作業により生じた木枝などの廃棄物を放射性物質汚染対処特措法に違反して不法に埋設投棄した疑いで、二次下請会社有限会社イタクラの当時の現場責任者が逮捕され、さらに、同27日-26日、当時の重機操作者が逮捕された。

5 指名停止措置理由

上記のことは、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成13年1月6日付環境会第9号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表1第4号に該当する。

従って、本件については、6週間の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表1第4号

措置要件	期間
(契約違反) 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上 4ヶ月以内